

東京都家賃等支援給付金について

よくあるお問い合わせ

1 対象要件について

○ 給付金はどのような対象者が受けられますか。

基本的には、国の「家賃支援給付金」を受けた事業者等が対象となります。

ただし、会社の規模や店舗のある場所によっては対象外となる場合があります。

○ 給付金の対象外となる会社の規模とはどのようなものですか。

国の法律（中小企業基本法）で定める中小企業者の定義^{（注1）}にあてはまらない規模の会社は対象外となります。国では資本金が10億円未満の会社（中堅企業）が家賃支援給付金の対象になりますが、都は資本金3億円以下の中小企業が、給付の対象となります。

（注1）

業種分類	①資本金の額 又は出資の総額	②常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

東京都家賃等支援給付金について

○ 店舗のある場所によって対象外となるのは具体的にどのような場合ですか。

今回の都の制度では、東京都内に本店や支店等を持つ事業者の土地や建物の家賃等の支払いに対して給付を行うことにしています。このため、都内に本店や支店がなく、土地のみがある場合、その地代等に関しては給付の対象外となる場合があります。

○ 会社の規模のほか、給付の対象とならない場合がありますか。

国の「家賃支援給付金」が対象外となっている場合は、都の給付金は受けられません。具体的には、国は公共法人や風俗営業の規制のある事業者などを対象外としており、都の給付金でも対象外となります。

国の「家賃支援給付金」で対象外の法人・団体

- (1) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業

東京都家賃等支援給付金について

務受託営業」を行う事業者

(3) 政治団体

(4) 宗教上の組織若しくは団体

(5) その他、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断

される者

○ 地方独立行政法人は対象となるのか

給付の対象となりません。地方独立行政法人以外にも、「法人税法別表第1に規定する公共法人」が対象外となります。

○ 給付の対象外となる風俗営業の規制などのある事業者とは具体的にどのようなものですか。

国では、給付対象外となる事業者について、法律(風営適正化法)に定める区分により取り決めており、都も同様の対応としています。

具体的な内容については、国の給付金の申請に当たって十分に確認をしていただくようお願いいたします。

東京都家賃等支援給付金について

○ 給付金の対象となる家賃等の範囲を教えてください。

都内に所在する土地の地代や建物の家賃等が対象です。また、これらに付随する管理費、共益費及び消費税も含まれます。

なお、都外の土地又は建物の家賃等は、都の給付対象には含まれません。

2 給付額について

○ 給付額はいくらですか。

都の給付額＝家賃等の総額（月額）×給付率×3により算出します。ただし、給付額には上限があります。給付額の目安は、給付額早見表を参考にしてください。

○ 給付金は課税対象となりますか。

国の「家賃支援給付金」と同様に、都の家賃等支援給付金も課税対象となります。ただし、収入の減少や各種経費の支払などによって、家賃等支援給付金の給付額を含めてもなお赤字となる事業者については、課税所得は生じないこととなります。

東京都家賃等支援給付金について

○ 複数の物件をまとめて申請することはできますか。

国の「家賃支援給付金」と同様に、対象となる物件が複数ある場合は、まとめての申請となります。申請回数は1事業者当たり1回限りですのでご注意ください。

3 申請について

○ 申請の受付期間を教えてください。

8月中旬から申請の受付を開始する予定です。詳細については、今後、都のホームページ又はポータルサイト（今後開設予定）でお知らせいたします。

○ 申請してから給付まで、どのくらいかかりますか。

審査にかかる日数は案件ごとに異なりますが、できるだけ早く給付ができるように取り組んでいきます。

○ 申請に必要な書類を教えてください。

国の「家賃支援給付金」の給付通知書が必要です。その他は現在検討中ですが、国へ提出した書類のコピーやデータを保存しておくことをおすすめします。